

2026 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名 三 洋 貿 易 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 新谷 正伸
(コード番号：3176 東証プライム市場)
問合せ先 管理部門担当 取締役 大谷 隆一
(電話番号：03-3518-1111)

米国子会社財務責任者による不正疑義及び特別調査委員会の設置に関するお知らせ

この度、当社連結子会社である Sanyo Corporation of America (所在国:アメリカ合衆国。以下「SCOA」といいます。)において、SCOA の財務責任者であった従業員 (以下「対象者」といいます。)が SCOA の資金を私的に流用していた疑い (以下「本件疑義」といいます。)が、SCOA 内における資金の入出金明細と会計帳簿の照査を通じ、2026 年 9 月上旬に判明いたしました。当社は、本件疑義の発覚後直ちに社内調査を開始し、現時点までに判明している内容を確認するとともに、本件疑義にかかる具体的事実関係、類似事案の有無および発生原因等をより専門的かつ客観的に調査するため、本日開催の取締役会において、社外の弁護士等による特別調査委員会 (以下「本委員会」といいます。)を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態が発生しましたことは誠に遺憾であり、株主および投資家をはじめとする関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 現時点までに判明している事項

本件疑義は、現時点までの社内調査において、対象者が、2026 年 6 月から同年 9 月にかけて、複数回にわたり SCOA の預金を引き出し、または資金移動を行うことにより、SCOA の資金を私的に流用していた疑いがあるものです。現時点で判明している損害見込額は、総額 390 万米ドル (約 6 億 9 百万円、2026 年 9 月 18 日の仲値：1 米ドル＝156.32 円で換算) と見られます。なお、当社は、現時点で本件疑義への対象者以外の関与を疑わせる事実はありませんが、影響範囲および金額等については引き続き精査中です。

2. 本委員会の設置目的

本委員会は、主として以下を目的として調査を行います。

- (1) 本件疑義の事実関係 (期間・手口・影響範囲・金額等) の調査・確認
- (2) 連結グループレベルでの類似事象・関連事象の有無の調査・確認
- (3) 原因分析および再発防止策等の提言
- (4) 上記のほか、本委員会が必要と認める事項

3. 本委員会の構成

本委員会は、当社および SCOA と特別の利害関係のない社外の弁護士等で構成します。

委員の構成は以下のとおりです。

役割	氏名	所属・資格
委員長	結城 大輔	のぞみ総合法律事務所パートナー、弁護士、ニューヨーク州 弁護士、公認不正検査士
委員	田仲 信介	のぞみ総合法律事務所パートナー、弁護士、公認不正検査士
委員	唐澤 英城	のぞみ総合法律事務所オブ・カウンセル、弁護士

4. 今後の対応および業績への影響

当社は、本委員会による調査に全面的に協力するとともに、会計監査人および関係当局と連携し、適切な会計処理および開示対応を進めてまいります。本件疑義につきまして、現時点で判明している損害見込額は上記のとおり 390 万米ドル（約 6 億 9 百万円）と見られます。流用された資金の回収可能性も含め、SCOA の財務諸表については精査中であり、当社連結業績に与える影響は現時点で未定であります。なお、2026 年 9 月期の決算発表は 11 月 9 日を予定しており、現時点では発表時期に変更はございませんが、調査の状況等により決算発表日等を変更する場合には、速やかに公表いたします。

また、当社は、本件疑義に関し、刑事告訴、民事上の損害賠償請求を含む法的措置を検討しており、本委員会の調査結果等も踏まえ、適切に対応いたします。

今後、本委員会の調査の進捗または調査結果を踏まえ、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。また、当社といたしましては、本件疑義を厳粛に受け止め、原因究明および再発防止策の策定・実行を通じて、グループ全体の内部管理体制およびガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

以 上